

労組役員選挙立候補締め切り 6月9日(金)まで延期

現在、中央執行委員の立候補表明は2名

現委員長の岩井孝と現書記長の花島進が立候補を表明しています。

討議が進んでいる連合分会もありますが、立候補にまでは到っていません。困難な時を切り進む強力な執行体制を作っていきましょう。

6月9日、本部で一時金団体交渉

6月9日の午前、本部で6月期一時金を主な議題とする団体交渉が行なわれる予定です。先に独立行政法人化された多くの法人では、一時金の切り下げが進行しています。機構においても、旧原研の職員にとっては、切り下げとなる回答が出される恐れがあります。交渉に注目してください。

昨年の6月期一時金の受結内容

【職員(1~5級、6級総括主査)】

(本給×2.314+6,200F+5C₁+5C₂+45,011+職務別加算)×期間率

ただし職務別加算は、(本給+特別都市手当)×2.19×加算率(4,5級:0.05、6級:0.1)

F:家族手当支給対象者及びそれ以外の税法上の扶養親族の合計数

C₁:東京地区在勤者について、基準内給与×0.06

C₂:柏地区在勤者について、基準内給与×0.03

【臨時用員】

12月1日から5月31日までの期間において

20日以上40日未満の出勤者 本給日額の7日分

40日以上70日未満の出勤者 本給日額の13日分

70日以上100日未満の出勤者 本給日額の15日分

100日以上の出勤者 本給日額の17日分

【副主任研究員、課長代理(6級)】

{(本給+役職手当)×2.390×査定結果+職務別加算}×期間率

ただし、査定結果:A=1.10、B=1.05、C=1.00、D=0.95、E=0.90

役職手当:課長代理については、5月31日現在支給されている役職手当、副主任研究員については、同じ号給の課長代理の役職手当(本給額の15%(100円未満切り捨て))に読み替えた額

支給日:6月30日(6月28日の中央委員会で協定が承認された場合)

我々の要求式はこれです。

要求支給式

職員:本給額×3.2+5C+6,000F+60,000

常用職員:(本給額+6,500N)×3.2+6,000F+60,000

臨時職員:{(賃金日額+1,450)×20.25+6,000N}×3.2+6,000F+60,000

ただし、F:家族手当の支給対象者およびこれを除く税法上の扶養家族の合計数

C:東京地区に勤務する職員の基準内賃金×0.06

N:勤続年数

今年の夏休みは例年通り

6月6日の拡大窓口交渉で、機構は今年の夏休みは例年通りとしたいと述べました。ただし、「拠点によっては、休暇取得推奨期間を拠点の長が設定する場合もある。」とされています。労組は、「推奨はあくまで推奨である」ことを確認しました。

拡大窓口交渉(6月6日)報告

国への出向時の処遇についての追加説明:

あゆみ速報 No.4630(57-39)2006.05.26(金)で国への出向について機構の説明を掲載しましたが、そこでは、年金と健康保険に関する負担及び支給について掲載しませんでした。機構の説明に納得できず、再度調査し、回答するように求めていたからです。その追加説明です。

詳細は記載しませんが、健康保険については、国の制度の方が職員負担が重く、月の医療費が高額になった場合に割り戻してくれる金額(合算高額療養附加金)の閾値も原子力健保の方が有利です。ただし、国の共済もいろいろあって、全てが同じではないとのことでした。年金については、「出向した年数分の年金が60歳以降に厚生年金とともに支払われるはずで、そのときになれば手続きをするよう案内が来るはず」と説明しています。労組は、年金について、一体どのような基準でどれだけ支払われるのか再度質問、後日回答をもらうこととしました。

放射線業務手当での見直し状況について説明:

いわれの無い譴責を受けたり、手当での返還を求められたりして問題となった放射線業務手当について、労組は規定文の見直しなどを求めていました。機構は制度の検討の状況を労

組に説明しました。検討途中の説明ということもあり、明快な説明を聞けませんでした。機構は「7月を目途に改善案を取りまとめ、労組に提案したい」と述べました。労組は「我々がどのような業務に対して、手当ての支給を求めているか理解しているであろう。それが堂々と受給できるようにきちんと見直せ。」「多くの職員が、いわれの無い譴責を受けたり、手当ての返還を求められたこと責任をしっかりと認識して進めろ。」と要求しました。具体的内容については説明されませんでした。成案となる前に労組へ説明したことは評価します。

労組としては、過去の反省を踏まえた「見直し」がきちんと行なわれるように求めています。

人事評価制度について:

検討状況の一部が説明されました。紹介されたものは課長級以上の評価表の案で、達成度型、成果評価型、成果・達成度併用型の3種類です。また1年のサイクルでどのように評価が進められるかの運用のプロセスの案も紹介されました。評価の使われ方の説明は全く無く、評価の項目、記述がどのように行なわれるかなど、漠然としていてわかりません。労組からはいくつかの疑問点を質問しました。詳細は省略します。人事評価の問題は、今後研究問題対策部などを中心に、研究・議論検討していきたいと考えます。

懲戒手続きについて:

懲戒委員会や懲戒の手続きについての「達」、「通達」が説明されました。旧原研の規程とほぼ同じということです。労組は放業手問題の譴責の様に規程にない処分の扱いについて質問し、後日回答をもらうこととしました。

署名活動の依頼

公務労組連絡会、特殊法人労連から以下の署名集めの依頼がきています。分会回覧しますので、趣旨に賛同できる方は、署名してください。

- 1、「衆参院議長宛『憲法と教育基本法改悪に反対する』署名」
全日本教職員組合（全教）・教組共闘連絡会

この署名は、憲法の改正、教育基本法の改正に反対しています。

- 2、「人事院宛「賃下げとなる『官民比較法の見直し』」に反対する署名」
公務労組連絡会

人事院はこれまで、国家公務員と100人以上の企業民間で、給与比較をおこなってきました。しかし今年度は、調査対象を50人以上の企業まで広げました。これにより、国家公務員の給与水準が引き下げられるのは明らかです。この署名は、こうした基準の変更に反

対すると共に、私たちを含む公務職場に働く全ての労働者の生活改善を求めるものです。

::: 投稿 :::

S.S.生

平成18年5月24日付けで「原子力科学研究所における修理等の契約請求手続きについて」という周知書類が回ってきました。これによると、100万を超えないもので費用が確定できない場合、「契約請求書」「特命理由書」を作成し、経理課、管財課、およびそのたの関係会議箇所を持ち回り、調達課に提出することとあります。

現場の流れを考えず、書類の流れのみを考えているとしかいえない提案です。事務処理を中心にすえて、現場を省みていない提案としか思えません。

- 1. これまでの修理伝票より煩雑になっていること。
- 2. 書類を「持ち回り」で提出するため、研究者側の負担が格段に増えている。
- 3. 契約伝票は、富士通 GLOVIA で、名ばかりといえども電子化しているのに、そのメリットが全く生きていない。さらに、使いにくい GLOVIA に加え、記載者に人力で持ち回れというのでしょうか。

些細なことであると、思われる方もいるかもしれないが、このようなことが積み重なっていくと、研究している現場では、労働効率が落ちていくのは明らかでしょう。TOYOTA では、KAIZEN というシステムで、世界的な自動車産業として成長していますが、わが機構といえ、今後どうなっていくのでしょうか……。

憲法改悪反対、増税阻止大集会報告

書記長 花島 進

5月27日、雨の中、代々木公園に主催者発表で5万人が集まり、憲法改悪反対の氣勢を上げました。原研労組からは2名、特殊法人労連としては10名が参加しました。かさは用意していきましたが、間抜けにも靴の装備が悪く、しっかり濡れてしまい、困りましたが、集会及び明治公園までのデモに参加してきました。国会では多数派の与党が憲法改悪を声高に言っていますが、日本各地、各分野にたくさんできている「九条の会」も含め、憲法九条を守ろうとする人々が多いことを再認識しました。原子力は、平和であってこそ、人類に役立つ可能性があるものです。戦争をする国と原子力の健全な利用は相容れません。原研労組も微力ながらも、平和を守る運動に参加していきたいと考えます。